官

七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十〇内 閣 府令第三号 令和六年九月二十七日に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、 設備及び運営に関する基準の一部を改正する命

文部科学大臣内閣総理大臣 盛岸山田 正文仁雄

りは 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学内 関

省令第一号)の一部を次のように改正する。府

令和6年9月27日 金曜日

の傍線を付した部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

附則	とあるのは、「又は」とすることができる。	ついては、同項の表備考第一号中「かつ、」	園についての第五条第三項の規定の適用に	園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども	第三条 施行日から起算して十二年間は、副	る特例)	(幼保連携型認定こども園の職員配置に係	附則	改正後
	あるのは、「又は」とすることができる。	いては、同項の表備考第一号中「かつ、」と	についての第五条第三項の規定の適用につ	長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園	第三条 施行日から起算して十年間は、副園	る特例)	(幼保連携型認定こども園の職員配置に係	附則	改正前

この命令は、公布の日から施行する。